

8 監 査 第 7 2 号
平成18年10月31日

請 求 人 様

京丹後市監査委員 小松 通男

同 松本 信之

京丹後市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成18年9月27日付で提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく京丹後市職員措置請求については、下記の理由により却下します。

記

第1 請求の要旨

旧久美浜町は、A株式会社（以下「A(株)」という。）の企業誘致が確定していないにもかかわらず、「工場誘致に係る協議書」（以下「協議書」という。）に違反し、工場用地売買契約に先行して造成工事等を進めてしまった。

最終的に、工場誘致が実現しなかったことにより、当該造成工事等が無駄となり、その造成工事等の費用相当額（少なくとも6,616万7,850円）について、合併後の京丹後市に損害を与えたものである。

旧久美浜町長 B氏及び造成工事（平成15年度に旧久美浜町にて行われた浅谷・中間地区における造成工事）に関わった旧久美浜町における全ての手續担当者らに対し、京丹後市長は京丹後市（旧久美浜町）が被った損害賠償を求め等々の措置を行っておらず、怠る事実がある。この怠る事実を改めるために、監査委員は市長に勧告することを求める。

第2 受理できない理由

請求者は、A(株)の工場誘致が実現していれば、旧久美浜町長や担当者の協議書に関する義務違反があったとしても損害賠償は発生しないが、実現しなかったことにより、少なくとも6,616万7,850円の造成工事費相当額が無駄になり、損害が発生したと主張しています。しかしながら、造成工事の実施により、財産的価値の向上した当該土地は、引き続き企業誘致の可能性を有する工場用地といえます。

したがって、当該造成工事後の工場用地に対して造成工事費相当額の損害が生じていることにはなりません。このことは、請求者が「工場誘致が実現していれば、損害賠償は発生しない。」としていることから明らかであり、協議書を遵守しなかったことに対する行政責任を問題としていることにすぎないものです。

最高裁第一小法廷平成6年9月8日判決は、「違法・不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にないことが明らかであっては住民監査請求の対象となる行為等には該当しないというほかはない。」としています。

以上のことから、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって発生した損害を補填させることを目的とした住民監査請求の対象となるものでなく、地方自治法第242条の要件を満たさないものと判断します。